(可決)

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響に対して確実な対応を求める意見書

令和5年8月24日に、廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議の決定に基づき、東京電力は福島第一原子力発電所の多核種除去設備(ALPS)処理水の放出を開始、その後スケジュールに従って放流を行っている。

処理水の海洋放出に強く反対してきた中国政府は、1回目の放出開始と同日に「原産地が日本である水産物(食用水産物を含む。)の輸入を全面的に暫定的に停止する。」と発表し、モニタリング結果の公表後もその措置を解除していない。

これにより、青森県のホタテガイやナマコ等の水産物について、輸入の停止により国内の在庫が滞留することで産地価格の下落を招き、漁業者の経営はもとより、流通・加工業などをはじめとする水産関連産業全体に大きな影響が生じている。

また、訪日客のキャンセルなど、処理水の放出とは直接関連のない産業にまで影響が生じており、こうした風評被害の影響は、一次産業にとどまらず、地域経済全体を巻き込む問題となっている。

よって、国においては、中国をはじめとした諸外国の反応により生じる風評被害が、地域全体に重大な影響を及ぼしかねない状況であることを十分に踏まえた上で、情勢の変化に応じて、効果的な対策を柔軟かつ機動的に推進するとともに、被害が生じた場合は万全な対応を図るため、下記について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国が責任をもって、中国政府と外交上の交渉を行い、水産物に関する輸入停止措置を撤廃させること
- 2 輸入停止に起因する損失に対し、漁業者・流通・加工業者をはじめとする水産業関係者が資金繰り等に窮することのないよう、賠償金が概算払で支払われるようにすることなども含め、 国がリーダーシップをとって、速やかかつ確実に対応すること
- 3 中国向け水産物の輸出が困難な状況を踏まえ、国内の消費拡大や他国への輸出の取組への支援などについて、制度の柔軟な運用や需要に応じた基金の随時積み増しを行うなど、万全な対策を講ずること
- 4 風評被害が認められるあらゆる産業について、国が責任を持ってその把握に努めるとともに、 効果的な支援措置等を講ずるなど、速やかかつ万全な対応を図ること
- 5 加工業者は大量の在庫を抱えて経営が圧迫されているため、民間企業と協力した新たな販路 拡大など、官民挙げて消費促進の機運醸成に向けた対策を講ずること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月5日

青森県議会

(第316回定例会・発議第1号・田中順造外43名提出)

(否決)

ガザ攻撃中止と即時停戦に向けてイスラエル・ハマス双方に 即時停戦のための交渉のテーブルにつくよう求める意見書

イスラエルの大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」(ユニセフ)とも言われる深刻な危機に直面しています。 11 月 28 日現在、数日間の戦闘中断とハマスによる人質解放、イスラエルが投獄していたパレスチナ人の解放がそれぞれ限定された人数で実施されましたが、戦闘の中断や人道回廊の設置、人質の解放を求めた 15 日採択の国連安保理決議の履行が求められています。

この間、イスラエル軍は、ガザ北部のジャバリヤ難民キャンプへの連続的な空爆、患者をのせた救急車の車列へのミサイル攻撃など、空と陸と海から大規模攻撃を行い、多数の民間人が犠牲となっています。ガザを封鎖し、電気、水、食料、医薬品の供給を妨げ、多くの民間人を死の淵に追いやっています。ガザ北部の住民に南部への移動を命じていることも、深刻な人道的災厄を招いています。この1か月でガザでは1万人近くが犠牲となり、その4割は子どもと報じられています。多数の民間人の命を奪い、甚大な犠牲を強いているイスラエルによる軍事行動を強く非難します。

国連の人権専門家7人は、連名で、ガザの事態について、「ジェノサイド(集団殺害)の重大な危険」と厳しく警告しています。イスラエルによる攻撃は、その一つが明白な国際法違反の戦争犯罪であるだけでなく、その規模と残虐さからみて、ジェノサイド条約(1948年)が固く禁じている集団殺害―ジェノサイドの重大な危険があることを強く指摘せざるを得ません。イスラエルが、ハマスの攻撃に対する「自衛権」をたてに、圧倒的な軍事力を行使した報復を行い、ガザでのジェノサイドを行うことは、決して許されません。

今回のガザ危機の直接の契機は、10月7日のハマスによる無差別攻撃にあります。民間人を 無差別に殺傷することは国際法違反であり、それを強く非難するとともに、人質のさらなる解放 を求めます。

よって日本政府に対し次のことを求めます。

- 1,イスラエルに対し、ガザ攻撃を即時中止するようにはたらきかけること。
- 2,双方が、即時停戦の交渉のテーブルにつくように、外交努力をつくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月5日

青森県議会

(第316回定例会・発議第2号・安藤晴美外3名提出)

消費税を5%に引き下げることを求める意見書

いま、物価高騰が暮らしを襲い、所得の低い世帯ほど消費税が重くのしかかっています。

本来、税・財政が果たすべき役割は、社会保障や教育をはじめ、国民の暮らしや営業を守ることと、能力に応じた税制や社会保障制度による所得の再配分で、格差の是正をはかることです。

ところが、政府はこの本来の役割を投げ捨て、まったく逆立ちした政策を進めてきました。消費税の税収は、今年度までの累計で509兆円にものぼりますが、消費税増税とほぼ同じ期間に法人税や所得税などは地方税を含めて600兆円も減っています。大企業・富裕層への減税と景気悪化による減収です。消費税はその穴埋めに消えてしまったといえます。法人税・所得税の税収減と、大手ゼネコンのための大型公共事業や、アメリカいいなりの軍拡などが重なり、消費税創設後の35年間で、国債残高は900兆円も増えました。国民に大増税と負担増を押しつけながら、国の借金も増やしたのが実態です。

先進国で最悪の借金財政を支えるため、政府は日銀に超低利金利政策を続けさせ、その結果、金融政策は行き詰まり、異常円安と物価高騰の一要因となり国民生活に大きな被害をあたえています。欧米諸国が「インフレ対策」として、利上げを実施しましたが、日本だけは、借金財政を支えるために超低金利政策を転換できず、「日米金利差」による円安が急速に進行しました。歴史的な円安による輸入価格の高騰が引き金となった物価高騰が暮らしと経済に襲いかかっても、「利上げ」もできず円安を止める対策がとれない、お手上げの状態です。その一方で、大企業や富裕層への減税をはじめ、円安で外需向け大企業は巨額の利益を上げ、株価高騰と国債ビジネスによって、富裕層や大銀行、海外投資家にも利益がもたらされています。

いまこそ、こうした暮らしを壊し格差を拡大する税・財政のあり方を抜本的に転換することが 必要です。よって以下の実現を求めます。

一、消費税を5%に減税すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月5日

青森県議会

(第316回定例会・発議第3号・安藤晴美外3名提出)

高等教育における重い教育負担の軽減を求める意見書

子どもの権利条約は第28条において、高等教育について「締約国は教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため」「すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるもの」(C項)と位置付けています。また、国際人権A規約第13条では「締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める」としています。

しかしながら日本の教育費は、2020年の世界主要国の公的教育費の対政府支出比率の国別順位は40位、2022年の世界の公的教育費対GDP比率の国別順位は121位という状況におかれており、高等教育を利用するためには高い入学金と授業料の負担が必要で「能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられる」状況にはありません。

子どもの権利条約に則った高等教育を受ける権利の保障を行うために次の項目を要望します。

- 1, 高等教育の無償化に向け、大学・短大・専門学校の授業料を国の責任でただちに半額にし、 無償化を計画的に進めること。
- 2, 入学金制度をなくすこと。
- 3, 奨学金は、給付制中心に改めるとともに、貸与奨学金の返済を半額に減らすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月5日

青森県議会

(第316回定例会・発議第4号・安藤晴美外3名提出)

陸奥湾高水温被害に対する支援強化を求める意見書

青森県陸奥湾のホタテガイ養殖は、令和4年の生産額が156億円を超え本県水産業の柱 となっている。

今夏の記録的な猛暑により、陸奥湾の海水温(水深15メートル層)は、7月から高く、8月、9月には平年より2~4 $^{\circ}$ C高く推移した。ホタテガイの成長が停滞する23 $^{\circ}$ C以上の日が2か月以上続き、8月には最高水温27 $^{\circ}$ Cを記録している。

これらの異常な高水温により、陸奥湾の養殖ホタテガイが大量にへい死しており、今後の 出荷予定の新貝や成貝に加え、産卵親貝となる成貝、来年、半成貝として出荷を予定してい る稚貝の被害は、漁業者をはじめ関連する水産加工業者の経営や雇用といった地域経済に甚 大な打撃をもたらすことが懸念されている。

さらに親貝と稚貝の不足は来年度以降の生産に大きな影響を及ぼし、平年並に回復するまでに数年を要することが見込まれる。

よって、国においては、漁業者及び関連水産加工業の経営安定化を図るため、生産対策をはじめ、水産加工対策、試験研究の推進や地方自治体への支援など、下記の支援策を講じ、 陸奥湾ホタテガイ産業の早期復興に対して支援を講ずるよう強く求める。

記

- 1 親貝を確保する事業に対して支援すること
- 2 高水温の環境下においても安定生産が可能な養殖技術の確立に向け、試験研究が推進で きるよう支援すること
- 3 県や市町村が行う、高水温被害対策事業等に対して支援措置を講ずること
- 4 養殖中の種苗が被害を受けたことにより生じる損失についても、共済で補償されるよう 拡充を図ること
- 5 漁業者の経営安定に向けた無利子・無担保による融資を行う制度を創設すること
- 6 ホタテガイ養殖に対する今後の課題に対応するため、漁業協同組合等関連団体との連携強化をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月8日

青 森 県 議 会

(第316回定例会・発議第5号・田中順造外47名提出)